

仕様書

1. 件名

ETC カード使用に関する請負契約

2. 業務の内容

公益財団法人国際人材育成機構を ETC カード（以下、「カード」という）の法人会員に入会させ、当機構からの申請によりカードを発行及び貸与し、当機構役職員の使用する車両が有料道路等を利用し通行した実績に基づき、請求を行う。

3. 契約期間

令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

（ただし次年度以降も ETC カードの有効期限内で年度ごとに契約を行う）

4. 利用枚数

195 枚（期間中に枚数の増減が生じる可能性がある）

5. カード発行手数料（再発行を含む）等

無料とする。

また、カード発行に係る入会費用、退会費用についても無料とする。

6. カード発行に係る条件

- (1) カード発行申請の受理後、概ね 1 週間でカードの発行をすること。
- (2) 申請の都度、カードを発行すること。
- (3) 発行するカードに、クレジット及びキャッシング機能は有しないこと。

7. 請求方法

- (1) カード使用后、有料道路等からの売上票が届き次第、速やかに請求に係る事務を処理し、ETC 使用月（1 日から当該月の末日まで）で締め、翌月請求すること。
- (2) 口座振替による支払いが可能であること。
- (3) 請求書には、カードごとの内訳明細書を添付すること。

8. その他

- (1) 他業者への再委託をしないこと。
- (2) 割引等がある場合は明記すること。
- (3) 使用者からの報告と請求内容に相違が発生した場合、原因究明に際して問い合わせに協力すること。
- (4) 業務上の都合により、定められた事項を変更する必要がある場合、協議の上

柔軟に対応すること。

【参考】

令和3年度のETCカード使用状況

(令和3年4月～令和4年3月まで)

三会社(東日本高速道路・中日本高速道路・西日本高速道路)

24,264,880円

本州四国 121,860円

首都高速 1,818,360円

阪神高速 837,400円

名古屋高 800,870円

福岡公社 1,841,570円

愛知公社 86,600円

神戸公社 9,480円

広島公社 195,340円

利用額合計 29,976,360円